

第 7 回 足立区選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和 5 年 1 2 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
 - 2 場 所 足立区役所南館 6 階 選挙管理委員会室
 - 3 議 案 第 7 2 号議案 選挙管理委員会委員長および同職務代理者の選任について
第 7 3 号議案 足立区選挙管理委員会規程の改正について
 - 4 報 告 報告第 3 5 号 会議等の日程について
 - 5 その他
-

第 7 2 号議案 選挙管理委員会委員長および同職務代理者の選任について

第 7 3 号議案 足立区選挙管理委員会規程の改正について

資料 2 ～ 1 3 ページ

報告第 3 5 号 会議等の日程について

資料 1 4 ページ

○足立区選挙管理委員会規程（案）

平成12年 3 月31日選挙管理委員会告示第13号

改正

平成12年選挙管理委員会告示第49号

平成14年 5 月 2 日選挙管理委員会告示第19号

平成15年 3 月26日選挙管理委員会告示第22号

平成17年 3 月 2 日選挙管理委員会告示第13号

平成21年 4 月 1 日選挙管理委員会告示第10号

平成22年 5 月 7 日選挙管理委員会告示第13号

平成28年 4 月 1 日選挙管理委員会告示第 7 号

平成29年 5 月 8 日選挙管理委員会告示第 8 号

平成30年 3 月30日選挙管理委員会告示第 5 号

令和 3 年 3 月15日選挙管理委員会告示第 6 号

令和 5 年 3 月31日選挙管理委員会告示第 9 号

令和 5 年12月25日選挙管理委員会告示第 号

足立区選挙管理委員会規程

足立区選挙管理委員会規程（昭和43年 4 月25日選挙管理委員会告示第17号）の全部を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第194条の規定に基づき、足立区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会の招集）

第 2 条 選挙後初めて招集する委員会の招集は、事務局長がこれを行う。

（委員長の選挙）

第 3 条 足立区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、これを行うべき理由の生じた日から10日以内に行う。

2 前項の選挙は、単記無記名投票によるものとし、最多数を得た者をもつて当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。この場合において、くじを引く順序は、年長順にくじを引いて定める。

3 前項の選挙において足立区選挙管理委員（以下「委員」という。）中に異議がないときは、指

名推薦の方法を用いることができる。

- 4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所、氏名を告示するものとする。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

文言追加

(委員長の任期)

第4条 委員長の任期は委員の任期による。

(委員長の代理)

第5条 委員長は、あらかじめ委員長の職務を代理する委員を指定しなければならない。

- 2 委員長及び委員長の職務を代理する委員がともにいないときは、仮委員長が委員長の職務を行う。

- 3 前項の仮委員長は、年長の委員をもつてこれにあてる。

(委員及び委員長の退職)

第6条 委員が退職しようとするときは、退職願を委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長の退職願は、委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

(委員の就任及び退職の告示)

第7条 委員の就任又は退職があつたときは、委員会は、その者の住所、氏名を告示するものとする。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

文言追加

(所属政党の変更)

第8条 委員が新たに政党その他の団体に属し、又はその所属の政党その他の団体を変更したときは、委員長に届け出なければならない。

(定例会及び臨時会)

第9条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1日及び15日にこれを開催する。ただし、その日が足立区の休日を定める条例(平成元年足立区条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるとき、又は特別の事情により、その日に会議を開くことができないときは、委員長の定める別の日に開催することができる。

- 3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき又は委員から請求があつたときに開催する。

- 4 委員長は、会議の開催にあつては、あらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事項を各委員に通知するものとする。

(委員長の宣告等)

第10条 開会及び閉会は、委員長がこれを宣告する。

- 2 委員長は、会議に付議すべき事項を宣告しなければならない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、2以上の事項を一括して議題とすることができる。

(動議)

第11条 委員は、議案の修正及び議事の運営に関する動議を提出することができる。

- 2 議事運営に関する動議は、直ちに議題としなければならない。
- 3 議題となつた動議は、委員会の承認を得なければこれを修正し、又は撤回することができない。

(発言)

第12条 発言しようとする者は、委員長の許可を受けなければならない。

- 2 2人以上の者が発言を求めた場合、委員長は、先順位者と認める者1人を指名して発言を許可しなければならない。
- 3 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。
- 4 委員長は、発言者が前項の規定に反すると認めたときは注意を促し、これに従わない場合は発言を制止することができる。
- 5 委員長は、討論又は質問の終結を宣告しなければならない。

(採決)

第13条 委員長は、採決しようとするときは、議題を宣告しなければならない。

- 2 前項の場合、出席の委員は、採決に加わらなければならない。
- 3 採決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。
- 4 2以上の修正案があるときはその趣旨が原案から遠いものから順次採決するものとし、その区分が明らかでないときは委員長が順序を定める。
- 5 前項の決定に異議があるときは、委員長は、会議に諮り、討議を行わないでこれを決めなければならない。
- 6 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の3種とし、委員長が定める。
- 7 前項の決定に異議があるときは、委員長は、会議に諮り、討論を行わないで挙手により採決方法を定めなければならない。

(欠席の届出)

第14条 委員は、委員会に出席することができないときは、開会時刻前に委員長にその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席)

第15条 委員会は、必要があると認めたときは、区長又は関係のある公務員の出席を求めその説明を聞くことができる。

(会議録の作成)

第16条 委員長は、書記に会議録を作成させなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 会議場所
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 事務局長及び会議に出席した職員の氏名
- (5) 議題及び議事の概要

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の要旨を区長に通知するものとする。

(委員長の担当事務)

第17条 委員長は、おおむね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会に議案を提出し、その議決を執行すること。
- (2) 重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答、報告、諮問及び通知に関すること。
- (3) 事務局職員の任免、その他人事に関すること。
- (4) 局長の出張、旅行、欠勤、休暇に関すること。
- (5) その他委員会の庶務に関すること。

(専決処分)

第18条 委員会の権限に属する事項で、恒例的なもの及び軽易なものは、委員会の定めるところにより委員長において専決処分することができる。

(委任)

第19条 委員会は、その権限に属する軽易な事務を委員長に委任することができる。

2 前項の規定による処置については、委員長は次の会議において報告しなければならない。

(事務局の設置)

第20条 委員会の権限に属する事務を処理するため、足立区選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）をおく。

(分掌事務)

第21条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

副参事（選挙事務改善担当）

- (1) 選挙事務改善に関すること。

管理係

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 在外選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (3) 選挙時及び常時啓発に関すること。
- (4) 公職者等の政治活動に関すること。
- (5) 投票における諸課題解決に関すること
- (6) 委員長の特命に関すること。
- (7) 他の係に属しないこと。

選挙係

- (1) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (2) 各種選挙の管理執行に関すること。
- (3) 直接請求の署名審査に関すること。
- (4) 検察審査員候補者の予定者の選定に関すること。
- (5) 裁判員候補者の予定者の選定に関すること。
- (6) 国民投票法の管理執行に関すること。

(事務局に置く職員)

第22条 事務局に次の職員を置く。

局長

次長

副参事（選挙事務改善担当）

係長

書記

その他の職員

- 2 係に主査を置くことができる。

(職員の職責)

第23条 局長は、委員長の命を受け、事務局の事務を行い、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、局長の命を受け、事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 次長は、局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受け、係等の事務のうち、専門的な事務等処理する。

6 書記及びその他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(局長の決定事案)

第24条 局長が決定できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 職名又は局名をもってする文書の往復に関する事。
- (2) 次長の出張、旅行、欠勤、休暇又は週休日の振替に関する事。
- (3) 前2号のほか、委員長の決定する事項にあてはまらない事項に関する事。

(次長の決定事案)

第25条 次長が決定できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分担に関する事。
- (2) 職員の出張、旅行、欠勤、休暇、時間外勤務又は週休日の振替に関する事。
- (3) 前2号のほか、軽易な事項に関する事。

(事案決定の臨時代行)

第26条 局長が決定できる事案について、至急に決定を行う必要がある場合であつて、局長が出張又は休暇その他の事故により不在であるときは、次長がその決定に当たるものとする。

2 次長が出張又は休暇その他の事故により不在であるときは、次長があらかじめ指定する係長が当たるものとする。

3 前2項の規定により事案を決定した場合には、事後速やかに当該決定について起案文書の回付、供覧等により、上司に報告しなければならない。

(準用規定)

第27条 職員の服務、事務の処理その他この規程に定めがない事項については、別に定める場合を除き区の例による。

(文書保存分類表)

第28条 保存文書の分類は、別表第1によるものとし、同表に例示のない文書については、類似の文書の分類による。

(文書の取扱い)

第29条 前条に規定するもののほか文書の取扱いに関しては、区の例による。

(公印)

第30条 公印の名称、番号、書体、寸法、用途及び管守者は、別表第2のとおりとし、そのひな型は、別表第3のとおりとする。

2 前項に規定する印を改刻したときは、改刻前の印章及び印影は改刻の日から起算して10年間保存しなければならない。

3 その他必要な事項は、足立区公印規程（昭和40年足立区規則第4号）の例による。

（告示）

第31条 委員会及び委員長の告示は、足立区告示式規程（昭和26年足立区告示第25号）の例により行うものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年8月17日選管告示第49号）

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

付 則（平成14年5月2日選管告示第19号）

この規程は、平成14年5月2日から施行する。

付 則（平成15年3月26日選管告示第22号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月2日選管告示第13号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日選管告示第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月15日選管告示第6号）

この規程は、令和3年3月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（令和5年3月31日選管告示第9号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年12月25日選管告示第〇号）

この規程は、令和5年12月25日から施行する。

別表第1

種別	第1種（長期保存）	第2種（10年保存）	第3種（6年保存）	第4種（3年保存）	第5種（1年保存）
類別	委員会会議録	投票区・開票区設置関係書類	選挙人名簿抄本	文書発議收受簿類	軽易な書類
第1類 委員会					

第2類 選挙 人名簿	人事表彰関係 書類	法令、通達関係 書類	登録すべき者 の縦覧用書面	市区選挙管理 委員会連合会 関係書類
第3類 選挙 啓発	最も重要な庶 務関係書類	争訟関係書類	抹消すべき者 の縦覧用書面	抹消された選 挙人名簿
第4類 政治 資金規正法関 係	選挙人名簿	最高裁判所裁 判官国民審査 関係書類及び 投票	既決犯罪通知 書	政党協会の収 支報告書
第5類 検察 審査会法関係	各種選挙の選 挙録・開票録	直接請求に関 する書類	選挙啓発関係 書類	候補者の収支 報告書
第6類 各種 選挙	各種選挙の記 録	その他永久保 存を要しない 重要書類	不在者投票関 係書類	検察審査員候 補者予定者選 定関係書類 裁判員候補者 予定者選定関 係書類
第7類 最高 裁判所裁判官 国民審査	その他永久保 存を要する重 要書類		各種選挙告 示・立候補届出 関係書類	各種選挙、立会 個人演説会関 係書類
第8類 直接 請求			各種選挙投票 録 各種選挙投票 その他普通書 類	各種選挙撤去 命令関係書類 その他簡易な 書類

別表第2

公印の名称		番号	書体	寸法	用途	管守者
1	足立区選挙管理委員会印	1	てん	方25耗	一般文書用	局長

			書			
	同	2	同	方35耗	辞令、賞状証書用	同
2	足立区選挙管理委員会委員長印	3	同	方21耗	一般文書用	同
	同	4	同	方30耗	辞令、賞状証書用	同
	足立区選挙管理委員会委員長職務代理者印	5	同	方21耗	一般文書用	同
3	足立区選挙管理委員会事務局印	6	同	方25耗		同
4	足立区選挙管理委員会事務局長印	7	同	方21耗		同
5	足立区選挙管理委員会契印	8	同	長径30耗 短径10耗	契印用	同
6	足立区選挙管理委員会割印	9	同	長径26耗 短径13耗	割印用	同
7	足立区選挙管理委員会事務局次長印	10	同	方21耗		同

別表第3

1	足立区選挙管理委員会印	2	足立区選挙管理委員会印
3	足立区選挙管理委員会委員長印	4	足立区選挙管理委員会委員長印
5	足立区選挙管理委員会委員長職務代理者印	6	足立区選挙管理委員会事務局印
7	足立区選挙管理委員会事務局長印		

8

足立区選挙管
理委員会契印

9

足立区選挙管
理委員会刻印

10

局	員	華	足
次	余	管	立
長	事	理	区
印	務	委	選

足立区選挙管理委員会規程の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区選挙管理委員会規程 第1条から第2条（略） （委員長の選挙） 第3条 足立区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、これを行うべき理由の生じた日から10日以内に行う。 2 前項の選挙は、単記無記名投票によるものとし、最多数を得た者をもつて当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。この場合において、くじを引く順序は、年長順にくじを引いて定める。 3 前項の選挙において足立区選挙管理委員（以下「委員」という。）中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。 4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所、氏名を告示するものとする。 第4条から第6条（略） （委員の就任及び退職の告示） 第7条 委員の就任又は退職があつたときは、委員会は、その者の住所、氏名を告示するものとする。	○足立区選挙管理委員会規程 第1条から第2条（略） （委員長の選挙） 第3条 足立区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、これを行うべき理由の生じた日から10日以内に行う。 2 前項の選挙は、単記無記名投票によるものとし、最多数を得た者をもつて当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。この場合において、くじを引く順序は、年長順にくじを引いて定める。 3 前項の選挙において足立区選挙管理委員（以下「委員」という。）中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。 4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所、氏名を告示するものとする。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。</u> 第4条から第6条（略） （委員の就任及び退職の告示） 第7条 委員の就任又は退職があつたときは、委員会は、その者の住所、氏名を告示するものとする。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。</u>

改正前	改正後
第8条から第31条 (略) 付 則 (略)	第8条から第31条 (略) 付 則 (令和5年12月25日選管告示第 号) この規程は、令和5年12月25日から施行する。

報告第35号 会議等の日程について

月日(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
12月25日(月)	午後1時30分	第7回臨時会	選挙管理委員会室	全委員
1月4日(木)	午前10時	仕事始め式	庁舎ホール	全委員
	午前10時50分	事務局仕事始め式	選挙管理委員会室	
	午前11時	第1回定例会	選挙管理委員会室	
1月5日(金)	午後1時	新年名刺交換会	庁舎ホール	全委員
1月15日(月)	午後3時45分	第2回定例会	西新井センター 2階 会議室	全委員
	午後4時30分	明るい選挙ポスターコンクール 表彰式		
2月1日(木)	午前10時	第3回定例会	選挙管理委員会室	全委員
2月15日(木)	午前10時	第4回定例会	選挙管理委員会室	全委員
3月1日(金)	午前10時	第5回定例会(定時登録)	選挙管理委員会室	全委員
3月15日(金)	午前10時	第6回定例会	選挙管理委員会室	全委員

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
 ※中止または出席がなくなった事業等は、取り消し線でお示ししています。